



2009年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

2級 実技試験

損保顧客資産相談業務

実施日 2009年9月13日(日)

試験時間 13:30～15:00(90分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は9月13日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

10月27日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

解答にあたっての注意

- 1．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．解答は解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（61歳）は，妻Bさん（58歳）とともに喫茶店を経営する個人事業主である。店の規模は小さいながらも常連客が多く，店の収入は安定している。

Aさんは，10年前から糖尿病を患っている。Aさんは自身の健康状態を考慮し，店の経営は妻Bさんに任せ，公的年金を受け取りながら可能な範囲内で仕事を続けたいと考えている。そこで，Aさんは今後自分が受け取ることのできる公的年金について，懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

なお，Aさんの家族構成等は，以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

- ・ Aさん 1948（昭和23）年5月17日生まれ 61歳
国民健康保険に加入中。60歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金（年額：15万円程度）の支給を受けている。
- ・ 妻Bさん 1951（昭和26）年4月25日生まれ 58歳
国民年金，国民健康保険に加入中。

< Aさんの公的年金加入歴 >

| | 18歳(昭和42.4) | 28歳 | 32歳 | 60歳 |
|-----|------------------|-----|-------------|------------------------|
| Aさん | 厚生年金保険 (120月) | | 未納 (37月) | 国民年金保険料納付済期間 (336月) |

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんに支給される公的年金制度からの老齢給付について説明した。MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選びなさい。

Aさんは、現在、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の支給を受けているが、()歳からは定額部分と報酬比例部分からなる特別支給の老齢厚生年金が支給され、65歳からは老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給される。

Aさんは、当面の老齢給付の年金額を増やすために、老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができる。老齢基礎年金の繰上げ支給には、「一部繰上げ」と「全部繰上げ」との2つの方法があるが、「一部繰上げ」の請求は()歳到達前に行わなければならない。「全部繰上げ」は、下図に示してあるように、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金と繰上げ支給の老齢基礎年金を併給して受けるものである。なお、定額部分については()相当部分が支給停止となり、()相当額のみ支給される。

<「全部繰上げ」をした場合の概略図>

| | | |
|----------------|--------|--------|
| 60歳 | ()歳 | 65歳 |
| 老齢厚生年金（報酬比例部分） | | 老齢厚生年金 |
| | ()相当額 | () |
| 繰上げ支給の老齢基礎年金 | | |

繰上げ請求時

| | | | | | |
|---------|----|------|-------|-------|------|
| 語句群 | | | | | |
| 62 | 64 | 振替加算 | 加給年金額 | 経過的加算 | 基礎年金 |
| 中高齢寡婦加算 | | | | | |

《問2》 Aさんが、62歳10カ月（26カ月繰上げ）で老齢基礎年金の全部繰上げの請求をした場合に受給できる老齢基礎年金の年金額を、平成21年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて求めなさい。なお、計算にあたっては、下記＜資料＞を利用し、計算過程の年金額は円未満を四捨五入し、答の年金額の端数処理は、50円未満は切り捨て、50円以上は100円に切り上げること。また、計算過程を示し、答は円単位とすること。

<資料>

老齢基礎年金の計算式

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料半額免除月数} \times \frac{2}{3} + \text{保険料全額免除月数} \times \frac{1}{3}}{480}$$

上記計算式においては、保険料の4分の1免除および4分の3免除については省略している。

《問3》 Aさんは、現在の病状が悪化することを懸念しており、障害基礎年金の受給内容等についてMさんに説明を求めた。MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

「仮に、Aさんが65歳前に障害基礎年金を受給することになった場合、特別支給の老齢厚生年金は支給停止となります」

「仮に、Aさんが65歳前に障害基礎年金を受給することになった場合、配偶者に対する加算として227,900円が障害基礎年金の額に上乗せして支給されます」

「仮に、Aさんが現時点において老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、それ以降、Aさんは障害基礎年金の受給権を取得することができなくなります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（59歳）は、定年退職後、妻Bさん（57歳）と実家のある故郷で田舎暮らしをしようと考えている。Aさんの実家は、Aさんが5年前に相続により取得した築35年の家屋であり、現在は空き家である。

Aさんは、実家での居住にあたり、火災保険や地震保険の詳しい内容について知りたいと思っている。また、老後の生活等に備えて、自宅（実家）の耐震改修も検討しているところである。そこで、Aさんは懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 MさんがAさんに対して説明した火災保険等に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選びなさい。

保険価額が20,000千円の建物に保険金額10,000千円の火災保険を契約した場合、通常、これを（ ）という。この契約において、仮に、火災により5,000千円の損害が生じた場合、当該損害保険金は（ ）により算出されるため、損害保険金として5,000千円が支払われることはない。

なお、（ ）を付帯すれば、再調達価額で保険金額を設定するため、実際に復元するのに必要な金額の損害保険金が支払われる。

Aさんは、老後の生活等に備えて、自宅の耐震改修を検討しているが、平成21年の税制改正において「既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の制度（以下、本制度という）」が延長されている。本制度において、平成25年12月31日までの間に自宅の耐震改修を行った場合、一定の要件を満たせば、耐震改修に要した工事費用の額と、標準的な耐震改修に係る工事費用の額のいずれか少ない金額の（ ）%相当額（最高200千円）をその年分の所得税額から控除することができる。なお、そのほかに一定の省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を行った場合の所得税額の特別控除の制度が創設されている。

語句群

| | | | | | | |
|----------|-------|--------|------------|------|------|-------|
| 5 | 10 | 20 | 全部保険 | 一部保険 | 比例保険 | 比例てん補 |
| 特例てん補 | 全部てん補 | 全部保険特約 | 比例てん補不適用特約 | | | |
| 価額協定保険特約 | | | | | | |

《問5》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

「地震保険は、単独で加入することができず、火災保険等とセットで加入しなければなりません。なお、地震保険は火災保険等の契約期間中に中途加入することができませんので、火災保険等と同時に加入してください」

「地震による損害を補償する商品は、損害保険会社だけではなく、JA共済や全労済においても取り扱われています」

「仮に、Aさんの自宅が火災や震災により損害を受けた場合、所定の金額を上限とし、雑損控除の適用を受けることができます。雑損控除の金額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合は、確定申告を要件に翌年以後3年間繰り越して、各年の所得金額から控除することができます」

《問6》 Aさんは、60歳から20年間、退職金と預貯金の合計額である40,000千円を、年利2.0%で複利運用しながら毎年一定額を取り崩す予定である。毎年の取崩額を、下記<資料>の係数を1つ利用し、求めなさい。なお、計算過程を示し、答は千円未満を四捨五入して千円単位とし、税金や手数料等は考慮しなくてよい。

<資料> 年利2.0%の諸係数早見表

| 期間 | 終価係数 | 減債基金係数 | 資本回収係数 |
|-----|--------|--------|--------|
| 20年 | 1.4859 | 0.0412 | 0.0612 |

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X建設株式会社（以下、X社という）の社長であるAさん（68歳）は、最近、体調を崩したこともあり、勇退することを決意し、現在、X社の専務取締役である長男Bさん（43歳）に事業を引き継ぐことにした。社長退任後、AさんはX社の役員等にはとどまらず、完全に勇退しようと考えている。

次期社長に就任するBさんは、従業員の福利厚生を充実させることを考え、Y損害保険会社の傷害保険に加入することを検討している。

< X社が加入を検討している傷害保険に関する資料 >

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 傷害保険 | 保険期間3年（一時払） |
| (2) 被保険者 | 全従業員（事務職員10名、作業職員40名） |
| (3) 保険金の受取人 | |
| 死亡保険金 | X社 |
| その他保険金 | 被保険者本人 |
| (4) 1人当たりの保険金額および保険料 | |
| 死亡・後遺障害保険金 | 5,000千円 |
| 入院保険金日額 | 5,000円 |
| 通院保険金日額 | 3,000円 |
| 一時払保険料 | 15,000円（事務職員1人当たり） 30,000円（作業職員1人当たり） |
| (5) 保険開始日 | 平成22年1月1日 |
| (6) X社の決算期間 | 1月1日～12月31日 |

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、X社が、Aさんに役員退職金を40,000千円支給するとした場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を求めなさい。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）は27年4カ月であり、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。計算過程を示し、答は千円単位とすること。

《問8》 X社が加入を検討している《設例》の傷害保険に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を，下記の語句群のなかから選びなさい。なお，保険料支払日は平成22年1月1日とする。

X社が加入を検討している傷害保険の一時払保険料1,350千円のうち，初年度に支払保険料として損金の額に算入されるのは()千円である。残りの()千円は，前払保険料として資産に計上し，翌年度以降，期間の経過に応じて損金の額に算入される。

仮に，契約1年目において，作業職員1名が業務上の事故により死亡した場合，X社は資産計上していた前払保険料()千円を取り崩し，受け取った死亡保険金額との差額を()として経理処理する。なお，当該傷害保険の死亡保険金の受取りにあたっては，政府の労働者災害補償保険の認定を受ける()。

< 保険料払込時の経理処理(仕訳) >

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-------|-------|-------|---------|
| 支払保険料 | ()千円 | 現金・預金 | 1,350千円 |
| 前払保険料 | 千円 | | |

< 契約1年目に作業職員1名が死亡した場合の経理処理(仕訳) >

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-------|---------|-------|-------|
| 現金・預金 | 5,000千円 | 前払保険料 | ()千円 |
| | | () | 千円 |

問題の性質上，明らかにできない部分は()千円で示してある。

語句群

| | | | | | | | | |
|-----|------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 10 | 20 | 30 | 450 | 900 | 1,350 | 5,000 | 雑収入 | 現金・預金 |
| 雑損失 | 未収入金 | 必要がある | 必要はない | | | | | |

《問9》 X社に対するアドバイスに関する次の記述 ~ について，適切なものには()印を，不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

「X社が加入を検討している傷害保険の被保険者を特定の従業員とした場合，X社が支払う保険料の全額が資産に計上されます」

「建設工事にあたり，請負業者賠償責任保険に加入しておけば，工事中の建物が不審火により焼失してしまった場合の物的損害も補償されます」

「工事完了後，工事結果の不良のために住民の方が転倒し，ケガをして損害賠償責任を負ったケースのように，工事の結果による賠償責任は生産物賠償責任保険(いわゆるPL保険)の補償対象となります」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、平成21年中に住宅ローン（団体信用生命保険加入）を利用して戸建のマイホーム（新築）を購入した。Aさんは、住宅借入金等特別控除の適用を受けるために、所得税の確定申告をする予定である。

なお、Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん（41歳） : 会社員
妻Bさん（39歳） : 専業主婦
長女Cさん（10歳） : 小学4年生
全員、障害者および特別障害者ではない。

< Aさんの平成21年分の給与所得等に関する資料 >

給与収入の金額 : 8,000千円
給与所得控除後の金額 : 6,000千円
源泉徴収税額 : 330.5千円

< 平成21年中に満期を迎えた一時払養老保険に関する資料 >

保険の種類 : 養老保険（特約付加なし）
契約年月日 : 平成11年6月1日
満期保険金 : 10,000千円（正味払込済保険料：9,000千円）

< Aさんが取得したマイホーム（新築）に関する資料 >

土地（100m²）…………… 15,000千円（取得価額）
建物（延床面積80m²）…………… 15,000千円（取得価額）
取得日…………… 平成21年6月2日
居住開始日…………… 平成21年6月4日

（Aさんは、平成21年12月31日まで引き続き自己の居住の用に供している）

資金調達方法…………… 自己資金10,000千円，銀行からの借入金 20,000千円
（借入期間30年，平成21年12月末の借入金残高は19,500千円）

火災保険…………… 一時払保険料 275千円（保険期間30年）
地震保険…………… 年払保険料 20千円（保険期間1年）

住宅借入金等特別控除の適用要件をすべて満たしているものとする。なお、当該住宅は認定長期優良住宅には該当しない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を，下記の数値群のなかから選びなさい。

住宅借入金等特別控除とは，住宅ローンで自己の居住用住宅を取得し，居住の用に供した場合で，一定の要件を満たすとき，借入金等の年末残高に対する一定割合の金額をその年分の所得税額から控除するものである。

Aさんのように新築住宅を取得した場合の一定の要件とは，「住宅の取得の日から()カ月以内に居住の用に供し，原則その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること」，「家屋の床面積が()㎡以上であること」などが挙げられる。そのほか，「借入金等の返済期間が()年以上の割賦返済の方法によるものであること」などの要件を満たす必要がある。

| 数値群 | | | | | | | | | |
|-----|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 3 | 6 | 8 | 10 | 15 | 20 | 25 | 48 | 50 | 70 |

《問11》 Aさんの平成21年分の所得税の確定申告等に関する次の記述 ~ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

Aさんが住宅ローンの借入れの際に加入した団体信用生命保険の支払保険料は，所得税および住民税に係る生命保険料控除の対象にはならない。

Aさんが当初借入れを行い，住宅借入金等特別控除の適用を受けた後，別の金融機関において住宅ローンの借換えを行った場合，借換えを行った年以降は住宅借入金等特別控除の適用を受けることがいっさいできない。

仮に，Aさんが平成21年中に，転勤等のやむを得ない事由により家族全員で転居し，平成21年12月31日まで引き続き自己の居住の用に供さなかった場合，その後，住宅借入金等特別控除の適用を受けることはいっさいできない。

《問12》 Aさんに係る平成21年分の所得税の確定申告により還付される所得税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 円で示してある。

| | | |
|-------|-----------------------|------------|
| | 給与所得の金額 | 6,000,000円 |
| | 総所得金額に算入される一時所得の金額 | ()円 |
| (a) | 総所得金額 | 円 |
| | 社会保険料控除 | 1,000,000円 |
| | 生命保険料控除 | 50,000円 |
| | 地震保険料控除 | ()円 |
| | 配偶者控除 | 380,000円 |
| | 扶養控除 | 380,000円 |
| | 基礎控除 | 380,000円 |
| (b) | 所得控除の合計 | 円 |
| (c) | 課税総所得金額 (a - b) | 円 |
| (d) | 算出税額 ((c) に対する税額) | 円 |
| (e) | 住宅借入金等特別控除 | ()円 |
| (f) | 差引所得税額 (d - e) | 円 |
| (g) | 源泉徴収税額 | 330,500円 |
| (h) | 還付される所得税額 (f - g) | ()円 |

< 資料 > 所得税の速算表

| 課税総所得金額 | 税率 | 控除額 |
|--------------------|----|-----------|
| 超 以下 | % | 円 |
| 1,950千円 | 5 | - |
| 1,950千円 ~ 3,300千円 | 10 | 97,500 |
| 3,300千円 ~ 6,950千円 | 20 | 427,500 |
| 6,950千円 ~ 9,000千円 | 23 | 636,000 |
| 9,000千円 ~ 18,000千円 | 33 | 1,536,000 |
| 18,000千円 ~ | 40 | 2,796,000 |

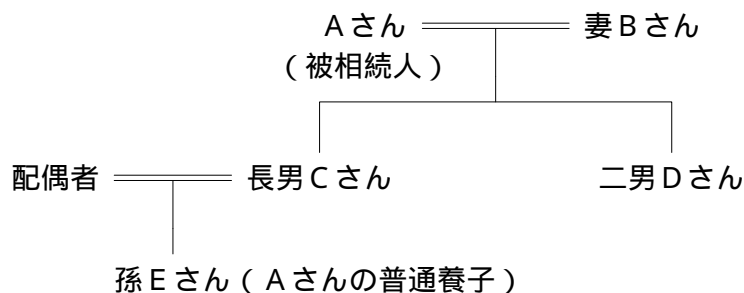
* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

工業株式会社（以下， 社という）の社長であるAさんは，平成21年8月に交通事故により死亡した。Aさんの親族関係図等は，以下のとおりである。なお，Aさんは，平成19年4月に孫Eさんを普通養子にしている。

< Aさんの親族関係図 >



< 各人が取得した相続財産（みなし相続財産を含む）>

妻Bさん

現金および預貯金等 …… 40,000千円

自宅（土地） …… 30,000千円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額である）

自宅（建物） …… 20,000千円（固定資産税評価額）

死亡退職金 …… 50,000千円

死亡保険金（傷害保険） …… 10,000千円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん，死亡保険金受取人は妻Bさん）

長男Cさん

現金 …… 20,000千円

X社株式 …… 60,000千円（相続税評価額）

死亡保険金（生命保険） …… 40,000千円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん，死亡保険金受取人は長男Cさん）

二男Dさん

現金 …… 25,000千円

孫Eさん

現金 …… 15,000千円

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に係る相続税額の計算等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

妻Bさんが「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けた場合、妻Bさんが取得する相続財産について、相続税は課されない。

Eさんは、被相続人であるAさんの孫であるが、Aさん死亡以前にAさんの普通養子となっているため、相続税額の2割加算の適用対象者にはならない。

仮に、遺言による相続分の指定や遺贈等により、二男Dさんの遺留分が侵害された場合、二男Dさんは遺留分の減殺請求をして相続財産の一部を取り戻すことができるが、遺留分の減殺請求権は相続の開始があったことを知った時から10カ月以内に行使しなければ、時効により消滅する。

《問14》 Aさんの相続に係る課税価格の合計額を求めなさい。答は千円単位とすること（計算過程は不要）。

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を、解答用紙の手順に従って求めなさい。計算過程を示し、答は千円単位とすること。なお、Aさんの相続に係る課税価格の合計額は、上記《問14》で求めた金額を使用すること。

< 相続税の速算表 >

| 法定相続分に応ずる取得金額 | | 税率 | 控除額 |
|---------------|-------------|-----|----------|
| | 10,000千円以下 | 10% | - |
| 10,000千円超 | 30,000千円以下 | 15% | 500千円 |
| 30,000千円超 | 50,000千円以下 | 20% | 2,000千円 |
| 50,000千円超 | 100,000千円以下 | 30% | 7,000千円 |
| 100,000千円超 | 300,000千円以下 | 40% | 17,000千円 |
| 300,000千円超 | | 50% | 47,000千円 |

* 下書き欄（解答は解答用紙に）